

## 亀岡市情報公開条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

- 亀岡市情報公開条例 . . . . . 1
- 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 . . . . . 2
- 亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例 . . . . . 6
- 亀岡市行政不服審査に関する条例 . . . . . 7
- 亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 . . . . . 8

亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 実施機関は、第6条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の開示の可否についての決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求があった日の翌日から起算して<u>60日</u>を限度として、当該期間を延長することができる。ただし、前項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 実施機関は、第6条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の開示の可否についての決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求があった日の翌日から起算して<u>44日</u>を限度として、当該期間を延長することができる。ただし、前項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を書面により通知しなければならない。</p>



い。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人（行政不服審査法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（同法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第5条の3 審査関係人は、審査会に対し、主張書面等を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

<削除>

（提出資料の閲覧等）

第5条の4 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面等の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

<削除>

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（交付の方法）

第5条の5 前条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方

<削除>

法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- (3) 電子情報処理組織（審査会の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う方法

（手数料）

第5条の6 第5条の4第1項の規定による閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第32号の規定にかかわらず、無料とする。 <削除>

2 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該交付に係る手数料を納めなければならない。

3 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、50円）。  
この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 前条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

（手数料の減免）

第5条の7 審査会は、第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力が <削除>

ないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、第5条の4第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第5条の8 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、第5条の6第2項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（答申書の送付等）

第5条の9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

<削除>

<削除>

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関の諮問に応じて答申し、又は当該事項に係る機関に対して意見を述べるができる。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、情報公開制度_____の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関の諮問に応じて答申し、又は当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 審議会は、<u>亀岡市個人情報保護法施行条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第7条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。</u></p> <p>3 審議会は、<u>亀岡市議会個人情報保護条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第45条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。</u></p> <p>4 審議会は、<u>個人情報制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。</u></p>

亀岡市行政不服審査に関する条例（平成28年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(手数料の減免)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる規定による交付を行う場合において、当該各号に定める者（以下「減免権者」という。）は、当該交付を受ける審査請求人（法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 法第38条第1項 当該交付を行う審理員又は審査庁</p> <p>(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 <u>審査会</u></p> <p>2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、前項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を減免権者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる規定による交付を行う場合において、当該各号に定める者（以下「減免権者」という。）は、当該交付を受ける審査請求人（法第9条第1項の審査請求人をいう。）又は参加人（法第13条第4項の参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により前条第2項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 法第38条第1項 当該交付を行う審理員又は審査庁</p> <p>(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 <u>審査会又は亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）第1項に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会</u></p> <p>2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、前項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を減免権者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p>



亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、<u>亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）</u>に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>